

2 手帳の交付

1 身体障害者手帳

身体障害者の方が、各種の福祉制度を利用するためには必要な手帳です。

[対象] 上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓などに障害がある方
(詳しくは、身体障害者障害程度等級表を参照)

- [手続き]
- ① 指定医の診断書・意見書
 - ② 申請者の本人確認用書類
 - ③ 申請者の個人番号確認用書類
 - ④ 顔が確認できる上半身を写した写真 2枚 (たて 4cm × よこ 3cm)
最近1年以内に撮ったもの
- ご本人が来庁される場合は、上記の① ② ③ ④をご持参ください。
- 代理人が申請する場合は上記の① ③ ④に加えて、以下の本人確認書類等をご持参ください。15歳未満の場合は、保護者が代わって申請してください。
- ※法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および補助人）の場合
- ・本人と法定代理人の関係がわかる書類（戸籍謄本・後見登記された登記事項証明書など）
 - ・代理人の本人確認書類（運転免許証・身体障害者手帳・個人番号カード等）
- ※任意代理人の場合
- ・委任状
 - ・代理人の本人確認書類（運転免許証・身体障害者手帳・個人番号カード等）
- ※交付を受けている方は、現在お持ちの身体障害者手帳もご持参ください。

[問合せ先] 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

2 療育手帳

知的発達に障害のある方が、各種の福祉制度を利用するためには必要な手帳です。

[対象] 児童相談所（裏表紙）または知的障害者更生相談所（裏表紙）において知的障害と判定された方

[手続き] 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）へ以下をご持参ください。

- ① 写真2枚 (たて 4cm × よこ 3cm)
〔顔が確認できる上半身を写したもので、1年以内に撮ったもの〕
 - ② 本人を確認できる書類
 - ③ 個人番号がわかるもの
 - ④ 身体障害者手帳（交付を受けている方のみ。）
- } が必要です。

[問合せ先] 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

